

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立期間②のうち、申立人の平成7年2月1日から10年10月1日までの期間及び11年3月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額の記事については、7年2月を17万円、同年3月から10年9月までの期間を18万円、11年3月を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から平成7年2月1日まで  
② 平成7年2月1日から20年9月1日まで

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社に勤務した。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、実際に支給されていた給与額と年金事務所が記録する標準報酬月額が違うことが判明した。

当時の給与支給額と比較して両申立期間の標準報酬月額が低いことに納得できないので、調査の上、両申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間②のうち、平成7年2月1日から10年10月1日ま

での期間及び 11 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、B 社から提出された賃金計算書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を 7 年 2 月は 17 万円、同年 3 月から 10 年 9 月までの期間は 18 万円、11 年 3 月は 34 万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の賃金計算書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致しないこと、及び B 社は、「記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付したと思われる。」と回答しているところ、同社から提出された当該期間に係る「保険料納入告知額・領収済額通知書」により確認できる保険料納付額が、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料等の合計額とおおむね一致していることから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A 社は、「オンライン記録どおりの届出を行い、当該届出に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る給与データにより確認できる報酬月額に見合う申立期間①の一部に係る標準報酬月額はオンライン記録を上回っていることが確認できるものの、当該給与データにより確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認又は推認できる。

また、A 社が加入している C 厚生年金基金が保管している申立期間①に係る申立人の標準給与額の記録はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 62 年 4 月 1 日に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち、申立人と同年代の同僚 42 人の申立期間①における標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額が他の同僚と比較して著しく低額であるなどの状況は見当たらないほか、オンライン記録を確認しても、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間については、前述の賃金計算書及び申立人が保管している申立期間②の一部に係る給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる上、オンライン記録を確認しても、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の平成6年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月を26万円、同年5月及び同年7月から同年10月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年10月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、私が、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円となっている。しかし、A社に勤務していた時に給与額が下がった記憶は無く、申立期間の標準報酬月額は申立期間後の標準報酬月額と同額の22万円のはずである。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間については、B社から提出された申立

人に係る6年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届」により、A社は、申立人の標準報酬月額（30万円）を申立人の被保険者資格取得時（平成6年4月1日）に遡って20万円に訂正する届出をしていることが確認できる上、オンライン記録により、平成6年8月10日に当初記録されていた申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額（30万円）が20万円に訂正されていることが確認できるところ、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、当該標準報酬月額の訂正（30万円から20万円に訂正）については、社会保険事務所（当時）からA社に通知されていることが確認できることから判断すると、当該標準報酬月額の訂正によって生じた厚生年金保険料の差額については、その後に同社が納付すべき保険料に充当されたものと推認されるが、一方でB社から提出された資料により、同年8月10日付けでA社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士から同社に対して厚生年金保険料の差額を調整するように指示があったことは認められるものの、前述の6年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び7年度と同賃金台帳によると、当該差額を申立人に還付した形跡は認められない上、B社の事業主も、厚生年金保険料の差額を申立人に還付したか否かについては分からない旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の6年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、同年4月1日から同年5月1日までの期間は26万円、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、前述の訂正届及び標準報酬決定通知書により、A社は、当初届け出していた申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額（30万円）を訂正する届出（20万円）及び平成6年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（20万円）を提出していること、及び社会保険事務所は平成6年8月に申立人に係る標準報酬月額を20万円と決定していることが確認でき、社会保険事務所が、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知を行ったとは考え難いことから、社会保険事務所は、同社に対して当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年11月1日から7年10月1日までの期間については、前述の6年度及び7年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方又は両方の標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないことが認められる上、オンライン記録を確認しても、申立人のA社に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 11 月 29 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、同社を退職した際に脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録上、脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和42年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1090

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 7 日から同年 4 月 30 日まで  
② 昭和 48 年 5 月 2 日から 49 年 3 月 30 日まで  
③ 昭和 49 年 4 月 8 日から 50 年 3 月 30 日まで  
④ 昭和 50 年 4 月 5 日から同年 9 月 30 日まで  
⑤ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 30 日まで  
⑥ 昭和 51 年 4 月 5 日から 52 年 3 月 30 日まで

私は、申立期間①及び②においてはA事業所のB職、申立期間③においてはC事業所のD職、申立期間④及び⑤においてはE事業所のD職、申立期間⑥においてはF事業所のB職としてそれぞれ勤務していた。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録上、全ての申立期間について、各事業所を管轄していたG事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までの期間については、申立人が保管しているH県から発令された各事業所に係る人事異動通知書の写し及びG事務所から提出された申立人に係る勤務記録カードの写しにより、申立人が、申立期間①及び②においてはA事業所のB職、申立期間③においてはC事業所のD職、申立期間④及び⑤においてはE事業所のD職としてそれぞれ勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、G事務所は、昭和 51 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申

立期間①から⑤までの期間においては厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、申立期間③当時、申立人と同じC事業所において一緒に勤務していたとするB職については、申立人と同様に同事業所に係る被保険者記録は確認できない上、オンライン記録から、当該B職の被保険者は確認できず、連絡先が不明であることから、当該B職に事情を確認することができないほか、同事業所は、各申立期間に係る賃金台帳等の資料が存在していないため、申立てどおりの届出及び保険料納付をしていたかは不明である旨回答していることから、申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

- 2 申立期間⑥については、申立人が保管しているH県から発令されたF事業所に係る人事異動通知書の写し及びG事務所から提出された申立人に係る勤務記録カードの写しにより、申立人が、申立期間⑥において、F事業所のB職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述のとおり、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、申立期間⑥のうち、昭和51年4月5日から同年7月1日までの期間については、G事務所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の被保険者原票において、G事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年7月1日に被保険者資格を取得した者が4人確認できるところ、同事業所が保管している51年度H県職員録の写しによると、当該被保険者全員がI職等であったことが確認でき、申立人と同じB職であった者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間⑥において、G事務所が管轄している事業所で申立人と同じB職として勤務していた同僚を記憶していない上、G事業所は、申立期間⑥に係る賃金台帳等の資料が存在していないため、申立てどおりの届出及び保険料納付をしていたかは不明である旨回答していることから、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

- 3 このほか、全ての申立期間について、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1091

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA社（現在は、B社）、申立期間②においてはC社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録において、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①の一部において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「従業員は、雇用保険には入社後すぐに加入させていたが、申立期間①当時、3か月間の試用期間を設けており、基本的に厚生年金保険には試用期間経過後に加入させていた。」と回答しているところ、i) 前述の被保険者原票により申立期間①及びその前後の期間において被保険者記録が確認できる複数の同僚が、2か月間又は3か月間程度の試用期間があった旨供述していること、ii) 昭和59年5月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「昭和58年12月にはA社に入社していた。」と供述していること、iii) 雇用保険の被保険者記録により確認できる雇用保険の被保険者資格取得日から1年以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が複数確認できることなどから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を入社後又は試用期間経過後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述のB社の事業主は、「基本的には、試用期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたが、若い従業員の中には厚生年金保険への加入を希望しない者も多く、その場合は加入させていなかった。」と回答しているところ、前述の被保険者原票により確認できる申立期間①当時のA社に係る厚生年金保険の被保険者数は、事業主及び複数の同僚の供述から推認される同社の従業員数よりも少ないことから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、B社は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては適用事業所に該当していたことが確認できない。

また、前述の被保険者原票において、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和61年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚のうち一人は、「昭和61年4月より前は国民年金に加入するように説明を受けた。給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、オンライン記録により、別の複数の同僚については、自身が同社に勤務していたとする期間のうち、同日以前の期間においては、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主に照会しても回答を得られないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない上、前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

- 3 このほか、両申立期間において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。